８　財務大臣は、前項の規定による報告に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、募入の決定をするものとする。ただし、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を募入外とすることができる。

［一～四　略］

五　価格競争入札、第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）又は次号に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、第三号に規定する価格（ただし、募入の決定を受けた各申込みのうち最も低い応募価格を発行価格とする価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とし、次号に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、同号に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札において定められた価格を発行価格とするものに限る。）であって財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　［略］

［9～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百八号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行に伴い、及び と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第六項第二号の規定に基づき、と畜場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

と畜場法施行規則の一部を改正する省令

と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第十四条、第十六条関係） Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染	**別表第三**（第十四条、第十六条関係） ランピースキン病、Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

附　則

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

８　［同上］

［一～四　同上］

五　価格競争入札又は第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、第三号に規定する価格（ただし、募入の決定を受けた各申込みのうち最も低い応募価格を発行価格とする価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあっては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とするものに限る。）であって財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　［同上］

［9～11　同上］